

第二十四回 参議院建設委員会會議録第二十三号

昭和三十一年四月十二日(木曜日)午後二時十分開会

委員の異動

四月十一日議長において中田吉雄君を委員に指名した。
本日委員中田吉雄君辭任につき、その補欠として若木勝藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君
理事 石井 桂君
小澤久太郎君
近藤 信一君

委員

伊能繁次郎君
齋藤 昇君
西岡 ハル君
武藤 常介君
田中 一君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 馬場 元治君

政府委員

建設大臣官房長 柴田 達夫君
建設大臣官房参事 水野 岑君
建設省住宅局長 鎌田 隆男君
首都建設委員 松井 達夫君
会事務局長
事務局側
常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

建設省計画局 都市建設課長 高谷 高一君

本日の會議に付した案件

○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地代家賃統制令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査の件

(能代市大火に関する件)

○委員長(赤木正雄君) ただいまから委員會を開会いたします。
御報告申し上げます。四月十一日、中田吉雄君が本委員會の委員に指名せられました。四月十二日、中田吉雄君が辭任されて、補欠として若木勝藏君が指名せられました。

○委員長(赤木正雄君) 地代家賃統制令の一部を改正する法律案を議題に供します。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中一君 私から要求した資料について御説明願います。

○委員長(赤木正雄君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(赤木正雄君) 速記を始め

都合によりまして、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中一君 北海道、東西、三公社では現在どのくらいの支払準備金ができておりますか。

○政府委員(柴田達夫君) 北海道の保証会社におきまして、三十九年度でございまして、一億二千七百七十九万七千円でございまして、東日本の保証会社におきまして五億三千八百七十二万八千円、西日本の保証会社におきまして三億四千四百七十七万八千円、以上でございまして。

○田中一君 この法律から解釈すれば、ある時期にこれを返却するという事になっておりましたけれども、この法律案はどういう事になっているのですか。

○政府委員(柴田達夫君) ただいまのお話は返却するという事でございまして、保証基金のお話であるかと思ひます。

○田中一君 ええ。

○政府委員(柴田達夫君) 法律によりまして、保証基金は一定期間の後にある条件に達すれば返却することができるようになっているのでございまして、さらに具体的に申しますと、三事業年度を経過した後にございまして、各事業年度末におきまして自己資本がその年度の保証債務の残高の二十分の一をこえたときにおきまして、自己資本と今

のお話の保証基金との合計額が当該事業年度の保証債務の最高残高の五分の一をこえる部分について、株主總會の

議決を経た上で建設大臣の承認を得て保証契約者に払い戻しするということが、それぞれの事業会社の事業方法書でございまして、先ほど申し上げましたのは自己資本を含めての額を申し上げましたが、保証基金だけをおきまして、北海道の保証会社におきまして、その今の返還する場合、六千四百二十万四千円、東日本の保証会社におきまして二億七千六百三十六万七千円、西日本の保証会社におきまして一億五千二百七十三万円という事になっております。

○田中一君 この金は今の事業方法書でやるところの返却する額ですか、それとも総額ですか、これは。

○政府委員(柴田達夫君) ただいま保証基金として申し上げました額は総額でございまして。

○田中一君 今の事業方法書によつて、今官房長が説明された条件に幾らこれが合致しておりますか。

○政府委員(柴田達夫君) 東日本のた

だいま申し上げました二億七千六百数十万円の中で、先ほどの事業の方法書の条件に該当いたしますのが約五百万円、東日本のその部分だけでござい

ます。先ほどの御説明申しました条件に当てはまらざる返還し得る額は、東日本だけでございまして、それしかも約五百万円くらいでございまして。

○田中一君 この五百万円は、むしろこれは会社の方の總會で議決しなければならぬと思ひますけれども、監督官

庁としての建設大臣はこれは五百万円の金をどうしようというんです。どういふような方針をきめておるんですか。

○政府委員(柴田達夫君) 当公社におきまして決議がなしまして、申請がなされた場合におきましては、建設大臣としては条件に該当いたします限り承認をいたす考え方でおります。

○田中一君 そういう申請がない場合はどういたしますか。

○政府委員(柴田達夫君) 法律上の事項としては別でございまして、監督指導の面におきまして返還するように慫慂いたす考えでございまして。

○田中一君 保証件数並びに保証高のうち、国別、府県別の内訳、ござい

ますか。

○政府委員(柴田達夫君) 本法案の御審議のために最初御配付申し上げました資料がお手元にあるかと存じますが、その第一ページに、二十九年度と三十年度の二年度でございまして、保証高を掲げてございまして、その内訳

といたしまして、国と、それから公社の關係と、地方公共団体と、その他に分けて、一応資料を御参考供してござい

ます。

○田中一君 地方公共団体から発注された総額は、二十九年度で幾らになっておりますか。そしてそのうち保証高は幾らになっておるか、国並びに公社のその計数が知りたいたと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 三十年度の統計はちよつとまだ出ておりません。二十九年度について三保証会社の合計を地方公共団体について申し上げますと、請負金額、つまり発注高が三百八十四億で、端数は三百八十四億三千六百、そのうちの前渡金に当るこの保証高がこの表に出ております。二十九年度八十八億九千万、端数は省略いたします。三百八十四億に対して八十八億と、かように相なっております。

○田中一君 国はどうなっておりますか。

○政府委員(柴田達夫君) 同じように、二十九年度の国の発注は四百十億一千七百万、これに対してこの表に出ております四百十二億七千九百万の保証高、ついでに公社を申し上げますと、公社が八十二億の発注高に対して、この表に出ております二十五億の保証高、地方公共団体は先ほど申し上げました通り、その他は百五十億に對し、この表に出ております八億九千九百万、さように相なっております。

○田中一君 この保証をしない理由は、どういう工合に分類されておりますか。

○政府委員(柴田達夫君) 御承知の通り、この法律ができてから、それぞれの国の会計法規、それから地方団体の法規によりまして、国の場合は四割以内、それから地方団体の場合は三割までを前渡金を保証し得るようになっております。今申し上げました数字を当てはめて参りますと、その額に達しない。また先ほどのお尋ねで申し上げます、国が三四%公社が三〇%強、地方

公共団体が二三%強ということに相なっております。國の場合に四〇%までやれるのが、三四・八%強でございます。地方公共団体の場合に三〇%まで保証できるのが、二三%になっておる。それぞれ若干下回っておりますわけでございますが、この関係はやはり最高限度までそれぞれやらない団体があることを物語るものでありまして、その事情はやはり財政上の事情、ことに地方団体の場合におきまして、最近地方財政の状況等からある場合は前渡金を全然見ないような状況もできておりますし、この表に出ておるような場合につきましても、財政上の事情から三割に達しないものがあるということを確認いたしておる資料であると思ひます。

○田中一君 この三保証会社は落札価格によって保証するしないの限度をつけておるように記憶しておるのです。三保証会社がどういふ分類をしておりますか。建築の場合にはどう、この場合にはどう、あるいは電気付帯工事の場合にはどう……。

○政府委員(柴田達夫君) 三保証会社はそれぞれ契約をする前に審査をいたすことになっておるわけでございますが、その方針としてどういふふうに最低基準のようなものを設けておるかというお尋ねであります。三保証会社とも大体内規を作りまして、その審査の基準をいたしまして、百分の八十五から八十までの間は検討いたしまして、特に不当な理由がないということならばパスしておる。それから七五%を割りますものにつきますのは、大体認めないというふうな方針をとっております。そこで八十から八十五までの間はさらに厳重に審査をするということに相なっております。

○田中一君 これはでき上つてからも四年になりますね。そうすると、その保証限度というものが、限度というものは、今言つたように、予定価格の百分の幾つから初年度はどうか、二年度はどうか、三年度はどうか、四年度はどうかという内規ですか、内規をお示し願ひたいと思ひます。

それから今言つたように、八〇%、八五%というふうないまいなことではなく、そんなはずないですから、土木の場合にはどう、建築の場合にはどうというように、一定の基準を示してやつておるはずですから、そんなないまいなことを言わないで、ちゃんとやつて下さい。

○政府委員(柴田達夫君) 保証審査基準を、今の建築、土木に分けて、いま少しく詳細に申し上げますと、保証を承認しているもの、これは北海道の会社におきましては、建築については、九割以上、土木については、八割から七割五分の間、それから東日本におきましては、これは西日本と同様でありまして、これは西日本両者とも審査会に諮問して決定するものは、建築、土木の区別なしに、八割五分未満から八割以上、こういうことに相なっております。

○田中一君 現在建設業法の一部を改正して、予定価格の八割以上のものを落札せよという案が、かつての民主党、自由党、社会党との共同提案で出した。官房長御存じの通り、ここに今お示しになったように、国が業者育成のために、あるいは金融操作を円滑にするために、りっぱな法律案であるところの前払金保証会社の制度をとっております。この会社がこの立法の精神に基づいておるが、妥協なりといつて貸付をしておる基準というのには、北海道は土木について十分の八以上、建築については十分の九以上をもつて前払いの保証する額をきめておる。むろん関東、関西とも十分の八・五以上をもつて、少くともこれであるならば保証会社に損はかけないであらうというふうな認定から、これをやつておる。この基準というものはむろん建設大臣はこれを承認しておるはずで、同時に、また審査会にかけられるものとしては、この十分の八以上八・五までの幅をもつて、これでもどうも保証したくないけれども、あるいは内容を検討すれば保証してもいいんじゃないかろうと、かような意味でもつ

て審査会にかかるはずだと思ふので、北海道においては十分の八から九、建築の方は、土木の方は十分の七・五から八、こういう工合にきめておる。こういうことはどういふ意図をもつて建設大臣は許可をしているかという点を、率直に許可をした考え方を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 保証会社が保証いたします場合の保証審査基準について、今お話しがありましたような制度を國が認めておるのじゃないか、一方におきまして、建設業法の國の、あるいは公共団体も含めての意味だと思ひますが、発注の際におきまして、いわゆるロー・リミットの問題と関連してお尋ねであらうかと思ひます。こういう考え方がこの入札に際しまして用いられる、また用いられることが合理的であるという一般的な考え方としては、兩者共通の問題であらうと思ひます。これは是認される考へ方であると思ひます。ただ、この場合は保証会社が前払金の契約をいたします際の審査基準でございますから、その何と申しますか、擁護すべき利益と申しますか、目的と申しますか、そういうものがやはり保証会社の安全ということもあわせて考へておる。むしろ保証会社の安全ということを主体にして、この場合におきましては考へなければならぬ。國の場合におきましても、大體性質的には同じ考へ方が用いられるわけでございますが、やはり國が発注者として國の利益がどう守られるかということをお尋ね考へなければならぬ問題だと思ひますので、その考えられる目的に多少の相違があらうかと思ひます。そこで國の場合におきましては、

無条件に承認されておりますが、審査会が審査して決定するものにいたしておりますのが、北海道の場合におきましては、建築については九割未満から八割以上までの間、それから土木については八割から七割五分の間、それから東日本におきましては、これは西日本と同様でありまして、これは西日本両者とも審査会に諮問して決定するものは、建築、土木の区別なしに、八割五分未満から八割以上、こういうことに相なっております。

○田中一君 現在建設業法の一部を改正して、予定価格の八割以上のものを落札せよという案が、かつての民主党、自由党、社会党との共同提案で出した。官房長御存じの通り、ここに今お示しになったように、国が業者育成のために、あるいは金融操作を円滑にするために、りっぱな法律案であるところの前払金保証会社の制度をとっております。この会社がこの立法の精神に基づいておるが、妥協なりといつて貸付をしておる基準というのには、北海道は土木について十分の八以上、建築については十分の九以上をもつて前払いの保証する額をきめておる。むろん関東、関西とも十分の八・五以上をもつて、少くともこれであるならば保証会社に損はかけないであらうというふうな認定から、これをやつておる。この基準というものはむろん建設大臣はこれを承認しておるはずで、同時に、また審査会にかけられるものとしては、この十分の八以上八・五までの幅をもつて、これでもどうも保証したくないけれども、あるいは内容を検討すれば保証してもいいんじゃないかろうと、かような意味でもつ

保証会社でも審査会に諮問して一応の基準は示すけれども、それを割るものでも何らかの事情でそう不当でもないというものがあれば、先ほどお話し申し上げましたように、取り上げて認めるということも配慮をいたしておるわけでありませう。国の場合にはそういう点についてさらに一そう慎重に考慮を払わなければならないものであらうと、考え方としては全然違った考え方ではございませんが、保証会社の安全ということだけでなしに、さらに考えなければならぬまいと、かように考える次第でございます。

○田中一君 建設省は、議員立法で今出しているロア・リミットの線、十分の八以下は無効であるという宣言を出している法案に対して、反対の意向を示しておるのです、現在までは。そうしますと、ここにむろん保証する保証会社の利益を擁護する、安全を確保するために、高まった予定価格をもつて安全だというならば、これはむろん擁護法です。しかしながら、同時に、業者そのものの育成のためにこの会社の存立があるのです。従って、今言う会社そのものは全部これは業者なのです。業者並びに金融機関なのです。これは政府資金が出てゐるわけでも何でもないので。従って、業者自身がやはり従来、内地といひますか、大阪の例を見ると、十分の八・五以上が一番妥当な、会社に迷惑をかけない、あるいは事故の起きない数字ではなからうかという点から、百分の八十五というものを認めてゐる。これをまた建設大臣は認めてゐるはず。そうしますと、請負人の業態からいって、やはり百分の八十より百分の八十五の方が安全な

はずなのです。この線は請負契約の相手方である業者も安全を感じるわけ。同時に、会社も安全を感じるわけですね。そうすると、同じ大体——公入札制度というものが最近行われておりませう。そうしますと、指名競争入札の場合には百分の八十五程度のものならば安全だということ、建設大臣もこれを認めてゐるわけでございますね。

○政府委員(柴田達夫君) 最初のお話でございますが、従来のお話に出てゐる建設法の一部改正について建設省は反対で来たじゃないか、一方において、現在行われてゐる保証会社の審査基準については一種のロア・リミットを容認してゐるじゃないかというお尋ねであらうかと思ひますが、今お話しした法案につきまして建設省が過去において申し上げました意味というのは、一つは立法の秩序の問題と申しますか、建設法の目的等から見まして、このような図が発注するところの入札についての秩序を合理化するような規定を建設法に入れるよりは、これはやはり国の発注、国の一つの会計的な法規としての重要な基本的な問題だから、やはり会計法といったような財政法規によつて律する方が、立法の分野と申しますか、秩序、系統と申しますか、これを立てる上において正しいのではないかと。それからいふ一つは、今までお尋ねの点に関連するわけでございますが、一律に八割五分あるいは八割といったような基準を設けてやるということにつきましては、これは一つの基準的な考え方でありませうが、例外としては、それを割るものでありませう。

しても正当な理由があるようなケースもあり得るじゃないか、そういうことがあり得る以上は、国の方が経済的な損失を国をして免れしめるためには、できるだけその態度は慎重でなければならぬ。そういうところから、十分審査をしてやうていく。一律に一つのそこ基準的なものがあるには違ひないけれども、それが機械的にいふまでもありませんが、それで機械的に律するということとは少し国の利益を守る上において慎重を欠くであらう。こういう見解であつたのではなからうかと私は考えるのでございます。

この保証会社の場合におきましては、先ほど申し上げましたように、やはり会社の安全を守ることが基本にもなつておりますことでもありませうし、お話しした通り、この業者を代表する会社でございませうから、できるだけ保証をしてやうということも必要なこととあります。半面におきまして、全体が一つの保険としまして保証されてゐる形のものでございませうから、そこが国の会計法規で発注する場合の入札の基準とそれから保証会社の保証の審査基準は、性質上多少若干のそこにとら、こういう考え方を建設省も全面的に否定してゐるものでなく、ここにもそういうことが容認されてゐるわけでございます。国が入札をするという場合におきましては、会計法規によりまして同時に、慎重な配慮をそこにしてもらつて、八割とか八割五分で直ちにいう機械的に物事をきめてしまつていうのはいかなるものであらうかという意味の慎重論的な意味の反対論と申しますか、そういうものであつたかと思ひます。従つて、これは考え方を變え

ていけば、ある程度その考え方は調和し得る考え方であらうかと思うのでございませう。

○田中一君 建設法の一部改正で出している議員提案の方の一部改正、これは予算決算及び会計令をやつていくのが妥当じゃないか。私もその通りだと思ひます。その方がよいと思ひます。しかし、もしもわれわれが出してありますところの法案がすりかへられまして、予算決算及び会計令の改正法案として出した場合、これを百分の八十から八十五の線を打ち出しても、これは今の機械的に百分の八十五じゃ、国が発注する場合と保証する場合の性格が違ひますから、多少のずれがあるだらうという御意見ならば、百分の八十から八十五の間ということをはきめるならば、これは建設省も反対ではないわけですね。

○政府委員(柴田達夫君) 一つの数字的な基準が絶対的な基準になるといふことになれば、やはり慎重論になると思ひます。建設省と申しますか、大蔵省を含めての政府の考え方としたしましては、やはりそういう基準的なものが用ゐられることはけつこうであると思ひますが、やはり実際にすべてのケースについて十分に審査され得るという建前をとつて、こういう考え方が、この場合の方でベターではないか、こういう考え方であると思ひます。○田中一君 では、かりに百分の七十九の場合ですね、前払金保証会社が保証してくれれば、欠損はないのだ、非常にスムーズに契約面に現れたところの仕事を完全に履行できるのだという場合もあり得ると思ひます。な

ぜそれでは——注文する場合の立場から見て、建設省はむろん発注官庁です。百分の八十というものを容認し、また審査会にける場合の八十から八十五というものを容認したかという点でございます。むろん建設省は仕事をだして、その仕事は完全に履行されたいものであるのです。また履行されるように援助をしようというのが、この会社の設立の意義なんです。そうすると、予算決算及び会計令の建前をとつてやうた場合には、何も言うことではないのです。幾ら安くてもかまわないのです。そのかわり、その契約の相手方が損をする場合がある。これは必ず損をするのです。決してもうかついていないのです。まさか請負人が損をしてもらへというものを強要する——現場の監督官といふものはつらいものなんです。で私はこの百分の八十五、あるいは百分の八十から八十五というものをだしてゐる以上、やはりこの辺が、保証する安全率ばかりじゃなくて、仕事を完成する安全率といふこともあわせ考へておるのじゃないかと思ひます。その点はどうかという考え方をもちつてこの申請を承認してゐるのかどうか。○政府委員(柴田達夫君) 私もあまり的確にお答えできない点もございませうが、一応の考えを申しますと、保証会社が審査をする場合に、仕事が完成するものとは考えないので、やはりこれは前渡金の保証でございませうから、前渡金についての保証でございませう、仕事が発注されるかどうかということ、別問題ではないかと思ひます。

ぎいます。そういう点にも違いがありますので、これは前渡金の保証でございいますから、発注者の国の立場になれば、とにかく前渡金が入れば元通りの金だけは、それは前渡金を渡しただけはまた回収される、しかし工事は投げ出されて不完全に終るかもしれないという、損失を救うところまではこの前渡金の保証ということはないので、これに対してはいわゆる履行保証とか完成保証とかいう問題が、業界やその他の方面にも前々から別な問題があるというふうに向つておるのでございいます。

○田中一君　私が理解しているところが違わなかったならば、この法案の審議のときに、前私金というものは三分の一の工事が進捗した場合に返すというように了解していないのです。やはり完成するまでの全期間を通じて部分的な返還をするというように私は了解をしておるのですが、その点は現在変つておるのですか。

○政府委員(柴田達夫君) 前渡金がどの部分で見合うかという点につきましては、お話のございましたように、完成に至る全体に対する保証である、こういう考え方だろうと思います。

○田中一君　そうしますと、やはり一カ年間の契約でやって三分の一をもらつたという場合には、やはり三分の三、完成するに従つて、前払金というものとは全工期間を通じて順次返還をしていくということに間違いないですね。

○政府委員（柴田達夫君）その点は間違いないと思います。

○田中一君 それなら、同じじゃないですか。結局完成ということが目途と

なつて三割の前払金を出しておる。完成ということが目途になつてゐるので。何も三カ月分の、三分の一の前払金をもらつたら、それが済んだらすぐ返すという性質のものじゃない。やはりここに完成ということが目途になつて前払金の回収の安全さがあるので。従つて、これは工期あるいは工事全体を通じてこの責任があり、また安全度もはかられるわけなんです。そうすれば、今あなたがおつしやつたような履行保証とか完成保証とかいふものもその要素が含まれてゐるということでは、ここに間違ひないのですね。そうすると、やはり同じように百分の八十なり八十五なりというものが安全なんだという認定をここに下しておるわけだね。間違ひございませんか。

方針をとらざるを得ないようにまあ考へるわけでございます。あとはそういう、何割といったような面が立法機構にたちまちとられて、それで形式上例外なくきまるといふような方法までいくか、あるいはそういうような事実上の基準といふものがあるには違いないが、そういうものが実際上用いられると、そうしていろいろの異なつたケースについても実際の検討が行われた後に、不当な場合はこれを落とす、こゝういふような慎重論でいくかという、問題の考え方の慎重さの違いと申しますか、一方が国の利益といふことで会計法規が非常にやかましい問題であるだけにそういう考え方の相違からくるのではなからうかと思うのでございます。

いはものごとによりまして、非常に安く材料が仕入れられておったような例外的な場合もございましょうし、調べていけばそういうような状況が例外ケースとしてはあり得るのではないか。それもお説の通り、いずれもこれは国の利益の問題で、りっぱな工事ができるといふことがまさしくこれも国の利益でございしますが、安くできるものをわざわざ高く作らすというようなことになりますれば、これも一方の方のやはり国の利益に関する問題で、いずれの利益をどう調整するかという問題でございしますので、そこにかりに、逆に工事の方はどんなに粗悪になつても、投げられてもいいのだ、そういう方の国の利益はどうでもいいのだという考え方でこれに反対するものであれ

は、不適正なる旨を出したのです。そういう場合には、あなたがまず八十というものを適正なりと見る場合には、百というものはこれは不適正な予定価格ということになるはずでございますが、その点はどうぞでございますか。

○政府委員(柴田達夫君) 官庁の方で予定いたしますところの適正と申しました価格も、これはしよせん予定しております価格でございますして、入札制度そのものの存在というものがやはり自由競争という立場から合理的なものである限り、その予定価格通りいかない、それが誤っておる、あるいは実情に合わないと思申す方が適當であらうと思ひますが、そういうようなことかからいたしまして、別の価格が出て参りまして必ずしもそれが不適正である

○政府委員(柴田達夫君) 前弘保証といふものが、王事の完成とは全く無関係だといふふうに先ほど申し上げたといひましたならば、これは誤まりでございます。確かにお説の通り、これは

○田中一君 国の利益ということは、やはり有能な技術家が図面を書いて、積算して、それが完全に検査されるのが、これが国の利益なんです。一方的に国の利益というのは、請負人が安

ば、私どもはそういう考え方をとるものではないと思ひます。その意味ではお説の通りだと思ひます。

○田中一君 私は安くできるものを高く契約するということを言っているの

とは断定いたしかねるかと思ひます。

○田中一君　ここで先ほど御説明があつた國の工事のうちの三四％がこの保証を受けた金額だ、こう言つております。そうしますと、あとの六六％と

關係があることは認めざるを得ない、かように思います。しかし私が申し上げましたのは、それでそういうことだけれども、それはしよせん前払金が回収されるだけであつて、工事自体が完

い値段でやってしくじってつぶれるのは、これは国の不利益なんです。同時に、また建設業法にしても、この保証会社の法案にいたしましても、その国と契約をする相手方の請負人の利益を

ではないのです。じゃあ、あなたのと
ころにおける数々の職員が積算するところ
の予定価格というものは、これは安い
のですか高いのですか。あなたがそ
う言うなら、安いというのか高いとい

いうものは百分の八十五ないし八十の線から切れたものを言つておるのがどのくらいあつて、それから国の発行貨幣が金がないからしないという金額はどれくらいあつて、そうして前払金の

成されることにはならないという絶対的な点だけを申し上げましたので、その点はなほだお説の通りだと思いますが、特にそういうことを前提といたしまして、初めの問題になるわけでございしますが、それにいたしても、やはり保証会社の保証という場合と国

はかる、擁護するといふ建前でできておる法律なんです、全部。そうする場合に、かりに良心ある官房長が、税金も利潤も入れてない百という一つの工事を出して、それが八十で受けた場合に、完全な工事が行われるということが常識からいって考えられますか。

うのか、どっちですか。

○政府委員(柴田達夫君) これは適正にやっておるつもりでございます。

○田中一君 それが適正ならば、適正から二割安いものであった場合には、これはあなたが言っている通り、これが正しいのだということをあなたが認

支払のパーセンテージが二割の場合と三割の場合と違うと思うのです。その分類した表をもしお持ちならば、御説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 御所望の資料につきましては後刻調査いたしましたので、十分御希望に沿うものを、満足し

が発注するという場合とは、若干、これも質的な違いであるとは初めから申

○政府委員(柴田達夫君) 一般的には
そのような安い価格で所要の目的や契

めれば、百というものは不適正なんです。いいですか、不適正なんです。あ

ていただける資料ができるかどうかといふことは、多少資料の不足といふこ

しておらないが、慎重の度合いと申しますか、そういう点においてそういう

約の内容が履行されるものとは考えられないのでございませけれども、ある

あなたの部下の、あなたの人事をあずかっておるところの各職員というもの

とがございますから何ですが、極力できるものを差し上げたいと思います。

す。ただ三四・八%と申しましたのは、きまつた請負高の前払いの保証の率でございます。その根本にある事情として、財政上の事情とか、いろいろの事情があるという事はございすが、三四%は直接今の率に關係がないというふうに考えます。

○田中一君 この三四%をもう一ぺん説明して下さい。私はそう理解してはいたんですが、当然四百十億という筆注額のうち四百十二億というもののだけを保証したという説明があったと思う。従つて、保証されたものが、これが三四%と私は理解しているんですが、そうじゃないんですか。

○政府委員(柴田達夫君) 国の場合ですが、お尋ねの四百十億が国の場合の請負金額でございまして、保証金額が四百十二億で、その四百十二億はその請負金額に対して三四・八%に當る、こういう数字でございします。

○田中一君 それでは、私の質問したのは、御答弁が違つたんです。国が二十九年度で発注した、土木建築の請負に発注した総額を示していただきたいんです。そうしてそれが保証された金額で、総額です。請負金額、保証された工事の総額です。ね、これは幾らかというのを聞いたんです。それはどうなつておりますか。

○政府委員(柴田達夫君) お尋ねを取り違えてお答えしたようでございすが、ここに持ち合せてございせんが、調査いたしました提出いたします。

○田中一君 きよう採決しようと思つてゐるのに、そんなに答弁できなくて

は困るんですがね。大体はどうなんでしょう。

○政府委員(柴田達夫君) あまり時間がかからぬうちに資料を取り寄せてから今すぐにはお答えできないんですが、大体を申し上げても、あまり違つておりまして、何ですから……。

○田中一君 私が知りたいのは、百分の八十五から八十という線を押えている場合ですね、このようない法律がありながら損をして恩恵を受けたいという事は、資本主義社会においては自由競争として当然だとあなたはおっしゃるけれども、そういうことを言つてゐると、社会不安が起きますということなんです。そんなものばかりじゃないんです。それでは、たとへばセメント会社にしても、十二の会社が全部価格を協定してゐる。公正取引委員会が協定はいかぬと言つと、協定じゃございせん、私のところでは九千円といふものが積算の上で九千円と九千円にしたところが、Bの会社は九千円から、協定じゃありませんというんだから、協定じゃありませんという答弁をしてゐるんです。たくさんあります。河野農林大臣が恩恵を受けた砂糖なんか、これなんかもあるんです。三つの砂糖会社がお互いの資金をマージをつけて自由競争の上で売らねば、もつと國民は安い砂糖が買はれるんです。不特定な、立地条件が常にある仕事をしている請負業というものは、工場生産をしている三つか四つの大砂糖会社の価格協定と違つて、これは自由競争にやつてゐますよ、値段といふものは、そうして前年度の七、八何億という金をどこでだれがなめたか知らぬけれども、行方不明になつておる。こ

れは日本の今日の資本主義経済の上からいへば異常な一もの。しかしながらこういう異常な一もの少しかりに保証会社の事を下げれば、保証を受けられて、それで円滑に事業が遂行するものも、突きのけて、会社の安全、会社の安全と言ひますけれども、保証会社といふものはつぶれてもいんです。全体のものが利益を受けられればいいもいんです。また増資をすればいいんです。自分の出資している会社なんです。請負人が全部出資しているのです。保証会社、銀行その他の資金といふものは又これは國民の金なんです。そういうものから見た場合に、百分の八十五ないし八十といふものを一応要請と見ておられるならば、すよ、やはり育成のために恩恵を受けようとする制度をとらなければならぬ。私はこれを、だから、百分の八十五を七十五にして、六十にするといふのは、い、なおかつ保証会社を救う意味においてやつたものでしょうから、この線でいいと思つたんです。それならば自由競争の時代だからといって、あなたが掌頭してゐる人事制度の、何万という従業員、職員が、経験で積み重ねた予定価格よりも安いのが必要であるといふようなことは、言えるものではな

いんです。従つて、何も建設法の改正ではないんです。これに非常に関連があらうから伺つてゐるだけですよ。この今伺つてゐる、国が発注する総額のうち保証会社の方にいくらかその恩恵を受けてゐるかといふもの、前払金を受けたといふもので、その内容が

どういふ理由で不適格として落されたかといふものを、これを知りたいと思つてゐるのです。自分の作つた、良心的に算出したところの予算が、まあ完全にそれを使つてつづいたものであれば、これが私は一番國の利益だと思つてゐるのです。百と積算したものが、あるいは例外として安く仕入れたものもあるし、あるいは材料が金値のためにダンピングしてやつて不本意ながら安く売つたものもあるでしょうし、請負人の手続手管にかかつて安くしたものもあるでしょう。しかし少くとも百のもの、百の効果があつた建物ができた方が國の利益だと思つたんです。考え方が大蔵省や会計検査院はどうでもいんです。少くとも建設官庁では、金のことよりも工事の完成ということが主目的なんです。建設官庁としては、これに対して警意を張さぬなんといふことなら、こういう建設法でも、こういう法律でもやめちやいなさい。公入札、自由競争をおやりなさい。私はこう思つたんですが、官房長どうです。

○政府委員(柴田達夫君) ただいま、るお述べになりました御意見について私の方では異論があるわけでは毛頭ございせん。そういう考え方、発注工事の適正を期する段階といたしまして、今のお話になりましたようなことが國の利益に合致するものであるという見解につきましては、全く同感でございます。ただ政府全体という場合に從來からの経緯がございまして、政府の見解が反対して来たではないかと、こゝろ主として大蔵省の言うべき見解まで言ひ過ぎた観があります

が、(笑聲)反面において、やはり金の点も貴重で酒の一滴をゆるがせにすることはできないという財政的な、やはり國の利益といふものもあるものだから、そこところがなかなか、両方とも國の利益だといふことで、私どもはまさしくお話の通りの利益を強く主張すべきものであるといふことは異存はございません。両方あわせて申し上げますので、はなはだ建設省から知らぬことを申し上げて恐縮に存じます。

○田中一君 それじゃ、建設省の見解としてはですね、この百分の八十五と押えた東京、西の阿保証会社の線といふものはしごく要請である、こういう見解のもとに許可したので、これは、そう確認してよろしうございしますね。

○政府委員(柴田達夫君) 先ほど来お答へ申し上げておりますように、保証会社の経営上の問題としてはそういう方法が要請であるという見解をとつておることは間違ひありません。

○田中一君 どうも承つてこない。(笑聲)では、もう一ぺん伺ひますが、ね。予算決算及び会計令を改正して、むちゃくちゃな値段を入れてダンピングやるといふようなことはとめようといふような考え方、建設省は持つておられますか。

○政府委員(柴田達夫君) そういうことに対して措置が、しかも法的措置が必要であるといふことを否定するものではございません。

び会計令の改正案を準備しておるの
じゃないですか。

○政府委員(柴田達夫君) 大蔵省の方
におきまして会計法の改正を準備して
おるといふことは、承知いたしてお
ります。

○田中一君 大蔵よりも、あなたの方
でそれをやってくれということの申し
出をしてやっておるのですか、それと
もどうなんですか。

○政府委員(柴田達夫君) これは前回
の国会におきまして、私も当時ありま
せんであるいは間違っておるかもしれ
ませんが、前回の国会におきまして、
政府の見解を大蔵省、建設省が申し上
げた。それでその場合におきましては、
先ほどちょっと申し上げましたよう
に、法の体系としては会計法の改正
で御趣旨のようなことについての何ら
かの措置は必要だから、その方でも
が提案をいたしたい、将来提案をいた
したいということをお願いした趣
旨に基づきまして、今国会に御趣旨に基
くような会計法改正の提案を大蔵省事
務当局が内定いたし、建設省もその方
法に対しては賛意を表しておるような
次第であります。

○田中一君 非常にこれに関連がある
から、一つその内容をお示し願いた
い。法案の草案をちょっと配付して説
明して下さい。

○政府委員(柴田達夫君) これは現在
大蔵省の方におきまして、まだ閣議決
定の運びに至っておりませんので、準
備中の法案でございまして、正式に私
どもの方からここで御説明する段取り
までに至っておりませんのであります。
しかしそういう案として非公式にお目

にかけないというものでは決してござ
いません。

○田中一君 一つ最後に聞きたいので
すが、元建設省大臣をしておった人と
いうだけれど、この保証会社をして工
事の完成、保証制度をさせるために、
いろいろ働きかけをしておる。そうし
てこのたまたま提案になっております
ところの公共工事の前払金保証事業に
関する法律の一部を改正する法律案を
修正させようというようなことの動き
が相当大きく揺れて、業界その他に影
響しているということをお聞いているの
ですが、そういうことは政府としては
好ましいと思いませんか、思いませんか。

○政府委員(柴田達夫君) 保証会社に
完成保証をやる道を開くように法律改
正をしてはどうかという議論は、今の
話ばかりでなく、多少伺っておる次第
でございます。しかし私もひとつい
ましては、完成保証の制度というものは
自体が無用の制度であるという見解は
持っておりませんけれども、先ほど
ちょっとお答えの中にいたしましたよう
に、前払金の保証がございまして、
工事が絶対に保証されて、建てるべき
ものが建つという保証であるわけ
じゃございませんので、また現在その
制度のために保証人という御承知の
通りの制度でやっておりますが、これ
も違約金を払つてのがれてしまえばそ
れまでだということで、完成の最後の
な保証があるわけではございませんの
で、その欠陥を補うために完成保証と
いうような制度を開くということ自体
に反対をするものではございません。
しかし完成保証をやります請負の条件
につきましましては、これはまだ検討

を要するものがあるかと思ひます。こ
とに保証料をだれが負担するかという
ような問題は業界には大きく響く問題
でございますし、また保証会社自身の
経営の安全という点からも検討を要す
る問題でございます。またそういう道
を開くにつれて円満に、まあ発注者側
は望む者が多いと思ひますけれども、
業界等の意見がまとまるということも
私どもとしては希望いたしたいところ
でございますので、検討中に属すると
ございまして、今国会のこ
の法案にはその点は提案をいたさな
かった次第でございます。

○田中一君 建設大臣に伺ひますが、
今局長が説明したように、完成保証
をしようという考え方に對しては時期
尚早というふうな御見解のように伺
うたんですが、大臣もこれに御同意な
すっていらっしゃいますね。

○國務大臣(馬場元治君) ただいま官
房長から御説明いたしました通りに、
検討を要する問題である、かように考
えております。

○田中一君 もう一つ、もしこれが議
員提案となつて出た場合には、これに
對しては賛意を表しにくいという御見
解であるというように理解してよろ
しゅうございませんか。

○國務大臣(馬場元治君) 議員提案で
出ます内容をよく検討しなければ、た
だいまからそのことは答弁いたしかね
ます。(笑聲)

○政府委員(柴田達夫君) ちょっと資
料のこと……先ほどちょっと御趣旨
と違つた方の方を申し上げまし
た。発注者に対する保証金、その割合
でございまして、先ほどの四百十億に
對する保証金の率が三・八%になつ

ておつたと申すところでございま
す。これはお尋ねのような意味の発注
高にいたしますと、國の一般会計にお
きまして四百一億、特別会計におきま
して三百三十億、合計七百四十億が
注高でございまして、四百十億の請
高でございまして、その割合は約八
割ということになります。

○田中一君 ちょっとこの数字、こん
なものですか。私はこんなものじゃ
ないと思つたのですが、これはあれも
入つておりますか、自衛隊も、それか
ら安全保障費ですか、あれも入つて
いますか。國が発注する総額ですよ。

○政府委員(柴田達夫君) 直轄……
○田中一君 直轄で、直轄工事の直
轄を言つてゐるのじゃないのですよ。
國が発注する請負に出すやつですよ。

○政府委員(柴田達夫君) これは請負
に出す金額のつもりでございまして、
直轄工事は、今お話がございましたよ
うに、入つておりません。

○委員長(赤木正雄君) ほかに御発言
はございせんか。——御発言がなけ
れば、質疑は終了したものと認めま
す。

これより討論に入ります。御意見の
ある方は、賛否を明らかにして、お述
べをお願いします。

「討論省略」賛成と呼ぶ者あり
○委員長(赤木正雄君) それでは討論
は終了したものと認めます。
採決を行います。公共工事の前払金
保証事業に関する法律の一部を改正す
る法律案の問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の方の挙手
をお願いします。

○委員長(赤木正雄君) 全会一致と認
めます。よつて本案は、全会一致を
もつて原案通り可決すべきものと決定
いたしました。

なお、本院規則第四十四条による本
議における口頭報告の内容、第七十二
条により議長に提出すべき報告書の作
成、その他自後の手続につきまして
は、慣例によりこれを委員長に御一任
をお願いいたし存じます。御異議ござ
いせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(赤木正雄君) 御異議はない
と認めます。よつてさう決定いたし
ました。

それから報告書には多数意見者の署
名を付することになっておりますか
ら、本案を可とされた方は順次御署名
をお願いします。

多数意見者署名
石井 桂 小澤久太郎
近藤 信一 伊能繁次郎
齋藤 昇 西岡 一
武藤 常介 田中 一
村上 義一

○委員長(赤木正雄君) 引き続き、地
代家賃統制令の一部を改正する法律案
を議題に供します。

御質疑のおありの方は順次御発言を
願ひます。

○田中一君 前回の委員会が私が要求
してあつた資料において概略御説明願
ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) お手元に差
し上げました前回御要求の資料につ
きまして御説明申し上げます。少しば
らに……

……

……

……

……

……

……

……

を撤廃するためには、現在のやみ同代、やみ地代まで値上げをして、初めて撤廃しようという考え方なんですか。

○国務大臣(馬場元治君) やみの問題には関係がないと、かように考えます。

○田中一君 現在、地代家賃統制令には罰則があるのです。しかし、せんだつても罰則を適用したものがあるかどうかといつて聞いたところが、多少はあるという御答弁があつたようです。そこで現在のやみ家賃、あなたのような方は御存じないと思いますけれども、三疊が二千円とか、六疊が四千

す。一応修理をして家賃の値上げをします。というのを企図されているこの改正案なんです。が、やみ問代に対してはどういうような対策をもって臨むかという事なんです。今までは放置されているのです。ただ四十三万戸の住宅を作るなんて言うものだから、どうしてもこういうものに手をつけなければならなくなってくるのです。そういう点は、現在のやみ価格の地代家賃をどういう形でもって取り締っていくという事になるのですか。

○國務大臣(馬場元治君) 御質問の点

は、事實の取扱いについて非常にむずかしい問題でありまして、法規をそのまま適用するということになりましますことが元來の姿であると、かように思ひまするけれども、御承知のように、住宅の不足を告げておりまする今日、政府も鋭意住宅難の解消には努力いたしておりまするものの、いまだに相當の不足がありまして、住宅難が憂はれてゐる今日の場合でありまします。

の一つは、老朽家屋の修繕を許してそれに相当の家賃を増額させる点、もう

成、その他自後の手續につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任

域が、かわらぶきでなくて、いわゆる
トントンぶきというものが大部分なの

と折衝中でございます。

るのであります。これはもつとも千
な要項でありますので、年度内に完

するつもりで、さような措置をとってあります。それから住宅金融公庫の貸付を急いでもらいたい、こういうことであります。これは現地において出張所を設けて、現に受付を開始し、御要望に沿うようあらゆる努力を続けていこうと思つております。

総じて、現地の状況を見ますと、うと、現地の諸君は、あれだけの災害をこうむりましたけれども、非常に元気で復興にいそしんでおられます。現に、厚生省の所管であります。いわゆる応急住宅のごときは、すでに今日から見ますればあと一週間、私が参りましたときとあと十日と言つておりましたが、今日からみまるとあと一週間もいたしません。全部完了をいたしました。現在住宅に困つておられるお気の毒な諸君を、ここに収容することができるといふ段階に立ち至つております。

発火いたしましたと同時に、直ちに政府からそれぞれの係官を派遣したというところについては、非常な好感をもつて迎へられておられます。あわせて御報告申し上げておきます。

以上概略を申し上げましたが、復興計画の内容、たとえば街路区画整理等の詳細につきましては、係の者から申し上げることにいたします。

なお、この際申し上げておきたいと思つておられるのは、防火建築の問題であります。今度現地を見まして、道路が少し広ければ火災の防止ができる。道路が非常に狭隘であつたために、しかも家屋の構造がいわゆるトントンぶき類似のものが大部分でありましたために、消火ができなかつた。道路の広いということが、いかに火災の延焼を

防止するのに役立つかということを感じましたので、議会における御意見もありませんし、かたがた防火建築地帯を設定するということは、まことに将来の火災を防止する上において、きわめて緊急の問題である、かような痛感を感じたのであります。これ

もぜひ実行をいたして、将来の火災の発生を防止の一助にしたい、かように考へておる次第であります。一言つけ加へまして御報告にかへます。

○田中一君 ちよつと伺いたいのですね。前回の火災のときに全市の都市計画が立つておられるのではないかと思ふのですが、これは大臣、どうなつておられますか。

○説明員(高谷高一君) 前回の昭和十四年の大火のときに、一応全市にわたる都市計画の街路計画を決定いたしました。そして、その前回のときには二十一万坪の土地を整理を実施いたしました。今度の大火の所はちょうど焼けた残り地区でございまして、前回の約半分の地区の十二万一千坪にわたつて実施した予定にしております。それで前の計画にあわせまして、防火地帯にきめました。その計画に基づいて、今度実施した予定にしております。

○田中一君 これはほんの災害救助法を策定してあるのですか。

○説明員(高谷高一君) あります。

○田中一君 そうすると、一応応急住宅は何戸に上つておられますか、今度。

○政府委員(鎌田隆男君) 応急住宅……厚生省関係の災害救助のあれは何戸に上つておられますか、私、的確な数字を存しておりますが、大體罹災戸数の一割程度でないかと思ひま

す。いつもの例では一割程度になつております。

○田中一君 私も実は行つてきたんです。そこで向うの計画を見ますと、耕地に災害住宅、救助法の住宅、応急住宅を建てようということになつておるのですが、官庁管轄法が通りました

し、そうしてあれを官庁管轄の一環として応急住宅というものを考へておられるのか、あるいはこれは全然別個のものであるという見解を持っておられるのか、この点はだれに聞いたらいいのかな、伺いたいと思ふんですが。

○政府委員(鎌田隆男君) あの応急住宅は、ほんのやはり応急的な収容という意味で建設せられるものと思ふのでございまして、恒久的な対策ではないと、こういうふうに考へるわけであり

ます。恒久的な家というふうには考へられないと思ふのでございまして、そこでこれを建てておきまして、あと公營住宅法によりまして、もう少し恒久的なやり方、こういうふうな考へております。

○田中一君 この災害地に行つても必ず、窓口が違ふからといって、厚生省が応急住宅を出す。そうすると、あなた今、恒久的なものではないとお考へてございまして、けれども、恒久的性というのは何年をもつて恒久的性というのかですね。少くともわれわれが見ている範囲では、恒久的性のある住宅になつてしまふのです。それであの法律を見ますと、御承知のように、一年たてばだれに売つてもよろしいといふことになつておるのです。従つて、居住者がいろいろ条件をつけても、なかなか公營住宅を建てると言つても、建

てない。減らしているのが今の政府の予算の組み方であつて、こんなものはあてになるものではないのです。従つて、災害救助法でくる応急住宅も恒久住宅なんです。

そこで新潟の例を見まして、またどこの例を見ましても、そうなんです。私は今度行つてみまして、すね、これはどうしてもです。将来利用できものを、アパート式なものを考へるものの方がいいんではないか、私はこう考へておるんです。それで官庁管轄法では、あれはもう残りはくれてしまふものだ、だからおれの方は知つたことではない、ということになるんでしようけれども、これであつてはならぬと思ふのですが、国の国費でもつてやるものですか、やはり官庁管轄に違ひないんです。官庁管轄には違ひないんです。やつてしまふものだからだめだ、ということは、言えないと思ふのです。それで何か将来利用できるようなものにして、ああいう七万五千円――五万五千円だったかな、五万五千円なんという家は、これからあそこは夏に入るのだから当分いいでしょうけれども、とても耐えられるものではない。そこで僕は望みたいのは、建設大臣が厚生大臣と相談して、もはやあのような形の応急住宅というものは建てないようにはしてほしい。計画の敷地は一応きまつたようなんです。しかしまだ着手はしてない、こう言つておりますから、何、急いでやれば、将来、木造で困るけれども、屋内体操場にもなれば、あるいは何かの集荷場にもなるといふような、ああいうバラックじやなく、アパートのような形のものを作らなければ、結局スラム街がすぐに現

出するわけなんです。この点についてはどう考へておられますか。そういうふうな意味の努力をしてほしいと思ふのですが、大臣、どう思ひますか。

○国務大臣(馬場元治君) 能代の応急住宅の建てておられます所は、田中さんおそろしく御承知だらうと思ひますが、能代の本町から、米代川と申しますか、あの橋を渡りましていわゆる向能代という所があります。ここは耕地には不適当な酸性土壌の所であるとか聞きましたが、そこを大急ぎで地ならしをいたしまして、応急対策としての住宅を建てておるようであります。何でも二戸続きで、二世帯入るので一棟になつております。私が参りましたときには、非常に急ぎまして、まあ夜に目を離さず建設を急いでおる、こういう状態でありまして、現地のそれぞれの業者がほんとに懸命に努力をいたしておられる模様、まざまざと見られたのであります。聞くところによりますと、木材等の価格も、現地は御承知のとおり、木材の集散地でありまして、非常に低廉に供給いたし、地元の建築、土木その他の業者諸君もまた犠牲を払つて、ある程度奉仕的な作業に従事しておられるというので、まことに感激するような情景に接したのであります。

で、今度の焼失区域は、先の焼失区域と異なりまして、いわゆる日原に行くと、人であるとか、その他比較的经济力の低い市民諸君が罹災者であつたように承知いたします。そこで自力によつて住宅を建設する能力も従つて低いといふような関係から、公けの機関に収容せられておられます者も相当多数に上つておるといふ状況でありますので、

何はさておき、大急ぎで住宅を提供することが急務中の急務であらう、こういうことから、県当局も、市の当局も、この応急住宅の建築を非常に急いでおられるように見受けたのであります。

御説の通りに、いわゆる応急住宅でなしに、恒久的なものを建てたいという御意見、もしでき得ますならば、さようにいたしたいのがやまやまなであります。なるべく早く、しかもなるべくいいものをとることが望ましいのでありますけれども、何分にも、いいものを建てるには、相当の時日を要することは、これはやむを得ざる事情でありますので、今日のこの現状に処するためには、まずもって雨露をしのぐに足る程度のものを応急的に作っていく、こういう考え方で進んでおるようにお見受けしたのでございます。もしさようなことでなしに、きわめて迅速に、しかもりっぱなものが建てば、これにこうしたことはないのですが、厚生当局ともよく協議をいたしまして、将来の問題については考えていきたいと思っております。

ただいま能代自体の問題につきましては、先ほど申しました通りに、現在工事が進んでおりまして、あと一週間もたちますと、全部建築が終つてしまつております。これは現地で直接接聞いたのでありますから、おそらく誤まりはなからう、かように思いますが、何か突発的な事故の起らざる限り、四月九日現在に私が聞きましたところでは、あと十日で全部完成をいたします、かような説明でありまして、従いまして、今日から見ますれば、あと約一週間では

はないか、かように考えておるのであります。今能代の場合に、今日あれを変更するということは、事実において不可能ではないか、かように考えておる次第であります。

○田中一君 たいだいま聞きますと、あそこ中央部、あれは大体全くの貧民窟なんです、御承知のように。それで国から生活の補助を受けている人たちが相当に多いのです。従つて、家賃をやるにつれて、審議会の選挙をするとなると、非常にうまくやらぬと、その連中は、何年も地代も払つてないというところによつて、借地権というものがなくなるといふおそれが多分にあるのです。この点はどういう措置をとっておりますか。

○説明員(高谷高一君) 区画整理の今度新法によりまして、綿密に権利者の調査を実施しておりますから、先生の今御心配のようなことがないようになつていききたい、指導もそういうふうにしたと思つております。

○田中一君 焼失地区以外の地区です、これはどのくらい区画整理に一緒にやるつもりでおりますか。

○説明員(高谷高一君) 今度の焼失した区域が九万五千坪でありまして、区画整理を施行する予定の面積が十二万一千坪でございます。でありますから、約三万坪ばかりが焼け残りの地区を入れるわけでございます。その焼け残りの地区と申しますのは、この前の大火のときに防火帯といたしまして、能代橋の方から駅前に来る幹線路を三十メートルにきめてありまして、今度の焼けた区域とこの前の火災復興の区域の間に、約百メートルばかりの区

間焼け残りの民家が残つていますので、この地区をやはり今度の区画整理地区に入れます、三十メートルの防火帯を築造したい、かように考えております。

それと、もう一つは、市の焼けた地区の西部の方に果樹園あるいは農地として、市有地を農民に貸しておいた土地がありますので、この地区を区画整理の区域に入れます、できれば公営住宅をここに建設したいという考えで、この農地の地区を今度の区画整理に入れた次第であります。

○田中一君 ずいぶんちつぽけな町なのです、だから、公営住宅を別に持つていかないで、防火帯の所へ両方出して三階でも四階でもする、まあ四階程度にするということにしたらどうなのですか。もう少し、しゃくし定木にならないで、実情に即してやらないと、いつまでたつたつて能代の復興なんかできつこないのです。あすこの状況から見れば、今までの経緯から見れば、どうしたつてまた火事があるのです。あの火災の後に二十件あります。私が行った日に二件ありました、一晩のうちに。火事のノイローゼです。あの辺の市民は、とにかく延焼しないというところ、防火帯ができるのだというところによつて、相当安心するのです。もういたずらに神経質になつて、また火事を起しているのです。あの火事後二十件あるのですよ。これはそういうようなことに、しゃくし定木にならないで、大臣、一つお願いしたいと思うのです。ただ、果樹園をつぶして公営住宅を作ると言わないで、都心が住宅地であり、商業地であり、みな同じ

ごつちやなのですから、ああいう所は。

○政府委員(鎌田隆男君) 公営住宅の災害住宅につきましては、従来ほとんど、木造が燃えた場合には木造を復旧するといふ方法で、今日まで参つておりましたが、今回の能代の火災に当りましては、公営住宅をぜひ燃えたこの土地へ作りたいという考えをもちまして、ちょうど三分の一くらい、百数十戸に当りますが、それだけは耐火構造のブロック造の家を、ちょうど中心部に百戸ばかりかためて作りたい、こういう考えを持っております。

○田中一君 土地の問題をどうするのですか。それから今土地の所有者、借地権者に納得の上で建てると、こういうのですか。

○政府委員(鎌田隆男君) もちろん借地権者とは納得の上で、今度の区画整理と一緒に、今まで住んでいた人の納得の上で建てたいと思つております。

○田中一君 それは防火帯ですね、防火帯の上に建てるというのですか、それとも別の方に建てるというのですか。

○政府委員(鎌田隆男君) ちょうどこの地図で、焼けたところのこの中心部に公園がございます。そのあととところをすつとそういう敷地にしたい、こういう考え方でおります。

○田中一君 詳しくもう一べん伺いたいと思うのですがね。実際しゃくし定木に火事を考えちゃだめですよ。火事というものは、今建設大臣が言つておるように、焼けてしまったからどうにもしようがないというのじゃ困るのです。ああいう災害は東北にはこれから多いのですよ。こいつはどうもこの前

の、何といひますか、北海道の火事にしても、応急住宅というものはその後どうなつていくかということをおれの方の所管じゃないから知らぬと言わないで、住宅局長はもう一べん実態を調べてもらなさい。そうしてそういうものじゃなく、安心して暮らせるような所に一応して、それで公営住宅ができたところへ移してやるという行き方を考えなければ、生活保護者が大ぜいいる所はどうにもなりませんよ。これは希望だけ言つておきます。

○委員長(赤木正雄君) 次回は十七日の予定であります。

本日は、これをもつて散会いたします。

午後四時三十八分散会

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、首都圏整備法案(予備審査のための付託は三月十七日)

一、海岸法案(予備審査のための付託は三月二十七日)

昭和三十一年四月十七日印刷

昭和三十一年四月十八日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局